

墨田区緑の基本計画 概要版



平成23年2月
墨田区

第1章 計画の位置づけ

1. 目的と将来像

「墨田区緑の基本計画」(以下、本計画という)は、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進などに係わる総合的な計画です。本区では、現行計画を平成7年度に策定して以降、緑の将来像である「まちは百花園」の実現に向けて、5つの基本方針に基づく49の施策を進めてきました。

本計画は、現行計画の目標年次である平成37年(2025年)の中間期にあたる平成22年度(2010年度)に改定するもので、現行計画が策定してからこれまで進めてきた施策に対して、その達成度、区民ニーズへの対応度、現在の社会ニーズへの適用度などを評価し、緑の現況、社会的要請などをふまえて改定するものです。

将来像は、現行計画の将来像である「まちは百花園」を継承し、四季折々の緑や花をまち中のどこにいても楽しむことのできる、百花園と呼べるまちを目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「墨田区基本計画」を上位計画にもつ計画であり、「墨田区基本計画」における緑分野の各種施策について、公有地から民有地に至るまできめ細やかに示しています。

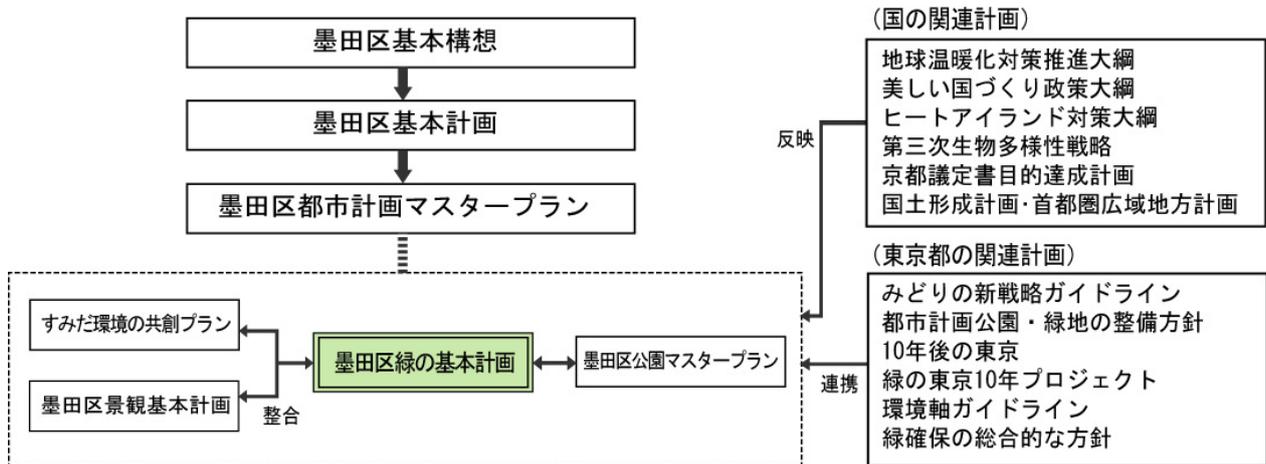


図1：計画の位置づけ

第2章 緑の現況と課題

1. 本区の緑の特徴

- ①本区全体の緑被地の面積は145.0ha、緑被率は10.5%である。
- ②荒川や隅田川など河川沿いに大規模緑地が多く、市街地に緑被地は少ない。
- ③北部と比較して南部は緑被地が少ない。
- ④公園の緑被地が全体の1/4を占めている。
- ⑤緑に関する区民活動グループが見られるなど、緑に対する区民の関心は高い。

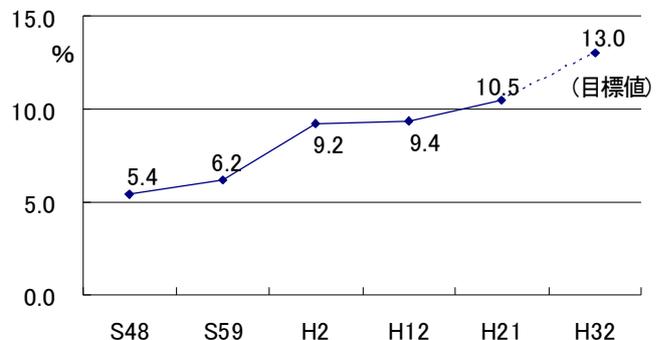


図2：緑被率の経年変化と目標値
(出典：墨田区緑と生物の現況調査(平成21年)改)

第3章 計画の目標と基本方針

緑の将来像…まちは百花園

“江戸を現代に映す”「歴史文化的な緑」を後世に伝え残すとともに、暮らしの中に溶け込む緑を育み、豊かな生活と来訪者へのおもてなしに資する「まち並みの緑」をつくっていきます。さらに、自然と共生する中で、文化や季節を味わい、水と緑を感じることでできる“百花園”のようなまちを育てます。

また、水と緑のネットワークを軸に、緑と花の拠点やシンボルとなる公園、緑の道とのネットワークをつくり、様々な緑を多様な人々とともに育むことにより、「まちは百花園」を体現していきます。



図3：緑の将来像図

目標年次…平成 32 年（2020 年）

平成 32 年（2020 年）を目標年次として設定します。計画の期間を当初の 15 年から 10 年に短くすることで、区の基本計画などの上位計画の目標年次と整合させるとともに、昨今の社会経済情勢の変化に対応します。

計画目標①…緑被率 13%を目指します

本計画では主に、公園の整備などの施策に加え、開発や建替え時の敷地内・接道部・屋上、道路、駐車場で緑を増やし、緑被率 13%を目指します。

なお、ツツジ 1 本の緑被面積を 1 m²とすると、一人あたりの緑被面積の現況数値と目標数値は下図のようになります。

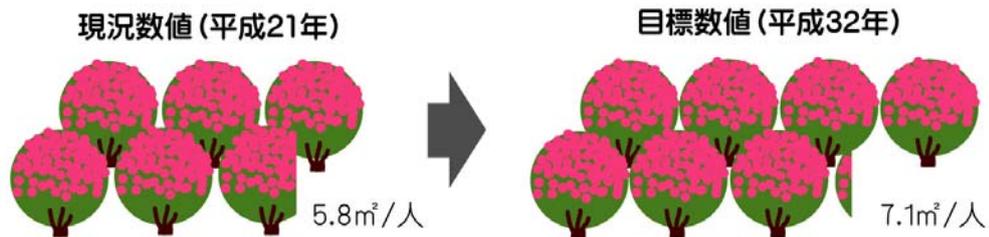


図 4：一人あたりの緑被面積

計画目標②…区民の「緑感」を高めていきます

「緑感」は、地域の緑の量を示す緑被率と、目に見え体感できるまち並みの緑を示す緑視率で表し、これを区民、事業者、区の協働により高めていきます。

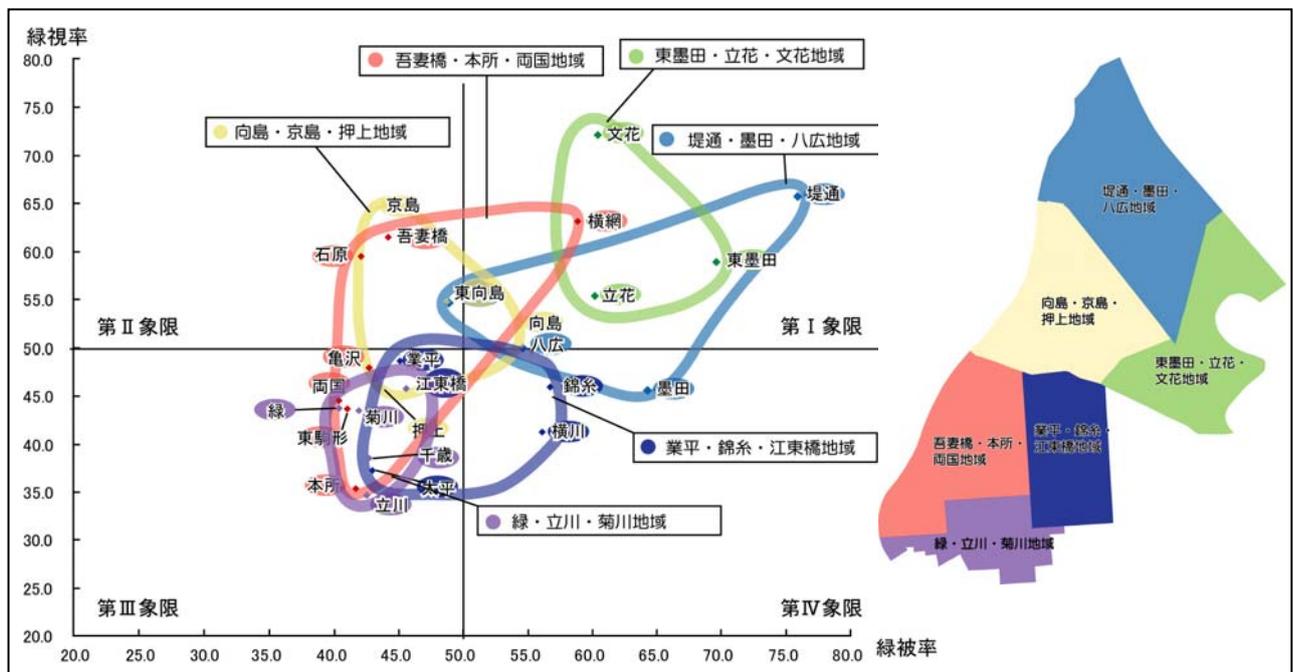


図 5：緑感図（緑被率と緑視率による地域分析）

計画目標③…本区の緑に対する区民の満足度の倍増を目指します

生き物に見て触れる、四季のまちの景観を楽しむ、歴史文化をめぐるなど、区民の感性をいかした緑づくり、緑の利活用を主眼とした施策を進め、本区の緑に対する区民の満足度の倍増を目指します。

※現在の満足度は 21.6%（第 21 回墨田区住民意識調査、平成 22 年、墨田区）

第4章 施策の内容

本計画において進める施策は、5つの基本方針に基づき、11の視点と44の個別施策により構成します。

基本方針 1 緑の多様性を高める

緑は区民の生活空間に必要不可欠で、日常的に体感・利用されていることが重要です。そのため区民の利用促進の観点や生物多様性の向上の面から、今ある緑とこれからつくる緑の質を高めていく必要があります。

現在中高層住宅に居住する人が増えるなど区民の住まい方が変化し、身近な緑に触れる機会が少なくなっています。生き物に接する、四季の景観を楽しむ、歴史文化をめぐるなど、日常生活の中で緑と触れあうことを通じて区民の感性が豊かになるような質の高い多様な緑を創出していきます。

視点1：生物多様性を高める

水辺環境の整備や街路樹の拡充など、多様な生き物の生息できる空間づくりを進めます。

- 01 荒川の自然生態系の保全 区・都・国
- 02 旧中川沿いの自然生態系の回復 区・都
- 03 内部河川沿いの水辺整備 区・都
- 04 生き物が生息できる空間づくり 区★
- 05 野鳥が行き交う環境づくり 区・都・国

視点2：まちの情景の多様性を高める

緑に係わる伝統的な文化の継承や感性で楽しむ緑づくり、東京スカイツリー®周辺の緑づくりを進めます。

- 06 河川沿いの緑づくり 区・都・国
- 07 四季の自然を楽しむ緑や花づくり 区・民・事
- 08 感性で楽しむ緑や花づくり 区・民・事
- 09 東京スカイツリーを眺める良好な空間づくり 区・民・事

視点3：歴史文化の多様性を高める

歴史を継承する緑を保全し、後世に伝えていきます。

- 10 情緒を育む空間づくり 区
- 11 地域固有の緑文化の再現・創出 区・民・事

基本方針 2 生活を豊かにする緑をつくる

本区は豊かな水と緑に囲まれ、地域ごとに特徴あるまち並みが形成されています。それら地域ごとのまちづくりと連動した緑づくりを進めます。

また、成熟した市街地である本区において、公園は都市環境の向上に大きな役割を担うとともに、区民にとって貴重な環境資産であり、コミュニティ形成の場となっています。公園が区民によって緑の恩恵を最も享受できる空間として「美しく」、「愛される」よう、地域特性、区民ニーズに配慮した個性のある公園づくりを進めます。

視点4：すみだを代表する緑をつくる

本区の骨格を形成する水と緑の機能を充実させます。

- 12 水と緑のネットワークづくり 区・都・国★
- 13 緑と花の拠点づくり 区・民・事
- 14 シンボルとなる公園づくり 区

視点5：緑の機能の充実を進める

各公園において、特性、位置、区民ニーズに配慮した個性のある公園づくりを進めます。

- 15 気軽に行ける身近な公園づくり 区
- 16 災害からまちを守る公園づくり 区
- 17 誰でも快適に使える公園づくり 区
- 18 子どもを健やかに育てる公園づくり 区
- 19 訪れた人の心と体が健康になる公園づくり 区
- 20 歴史や文化を伝える公園づくり 区

★ …リーディングプロジェクト

基本方針 3

環境に資する緑をつくる

地球温暖化現象やヒートアイランド現象への対策として、水と緑のもつ都市環境改善機能を最大限発揮させていくことが必要です。そのため、開発や建替え時、道路整備などの機会を捉えて、沿道などの緑地を整備し、特に密集した市街地などでは、重点的に緑を増やしていく方策を進めます。また、河川沿川の緑化を一層進め、水と緑の一体性を高めていくことなどにより、環境に資する緑豊かな都市空間を効果的につくっていきます。

また、川辺や舟で涼む”川涼み”など、伝統的な風習が生活の中に根付いていくよう、区民に親しまれ大切に思われる緑を増やしていきます。

視点6：公共の緑を増やす

本区のモデルとなるよう、公共施設の緑化を積極的に進めます。

- 21 道路緑化の推進 区 都・国
- 22 公園の緑化の推進 区 民事
- 23 学校など公共施設の緑化の推進 区 民
- 24 その他の公共施設の緑化の推進 区 都・国
- 25 緑化基準による緑の確保 区 事 ★

視点7：民有地の緑を守り、増やす

開発や建替えの機会に緑化を進め、保護樹木などの歴史を継承した緑の保全を進めます。

- 26 屋上緑化の推進 区 民事
- 27 壁面緑化・ベランダ緑化・緑のカーテンの推進 区 民事
- 28 駐車場緑化の推進 区 民事
- 29 樹林地・樹木の保全 区

基本方針 4

緑と親しむ文化を育む

公園や緑地が、区民に永く愛されるためには、レクリエーションや防災、生き物とのふれあいなど、区民に利用されることで発揮する緑の価値を高めていく必要があります。

区民が生活の中で、区内の緑を満喫できるよう、緑を介したイベント、自然観察や、まちづくりなどの学習活動などを通じて、区民が緑の必要性や重要性などを感じることができる機会を増やしていきます。

視点8：緑文化について知る機会を設ける

緑化に関するイベントや緑化技術の紹介の機会を設けます。

- 30 緑に係わるイベントの開催 区 民
- 31 事業者の緑化技術の紹介 区 事
- 32 顕彰制度の創設・実施 区

視点9：緑について学ぶ機会を設ける

自然観察会やガーデニング講習、森林整備体験事業など、緑に対する学習の機会を設けます。

- 33 緑に係わる講習会・環境学習の実施 区 民事
- 34 生き物を観察する機会の充実 区 民事
- 35 生物のモニタリング調査の実施 区 民

視点10：緑づくりに係わる活動を行う

区民や事業者の緑に関する活動を支援します。

- 36 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実 区 民事 ★
- 37 緑を育てる拠点づくり 区 民
- 38 区民や事業者の提案による緑と花の公園まちづくり 区 民

基本方針 5

協働により緑化を進める

様々な緑化施策を効果的かつ効率的に進めていくためには、それを支える体制と仕組みづくりが不可欠です。また、量・質ともに充実した緑づくりの知恵を、次世代の緑づくりを担う今の子ども達に伝えていくことが現代の区民の使命です。

区民・事業者・区が、各々の責任と役割を明確にし、緑化や緑の維持管理・運営などを通じて、良好なパートナーシップを築き、各主体の活動が永く継続していける体制と仕組みを構築していきます。

視点11：協働に向けた緑化体制・仕組みを構築する

区民主体の活動を進めるための体制・仕組みを構築します。また、緑づくりの取り組みを進めるための規範を充実させ、庁内の連携を図るなどの体制を整えます。

- 39 募金による緑化の推進 区 民事 ★
- 40 区民による緑化協力組織の育成 区 民
- 41 区民主体の緑化活動への支援 区 民事
- 42 緑化協定の締結 区 民事
- 43 「緑と花の学習園」の機能の拡大 区 民
- 44 緑に関する調査・会議の実施 区 民事

★ …リーディングプロジェクト

第5章 リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの概要

基本方針とそれに基づく施策の内容から「まちは百花園」の実現に向けてモデルとなる、あるいは効果的な事業を、以下に示す01~05の「リーディングプロジェクト」として、区民、事業者との協働により優先的に進めていきます。

2. 各リーディングプロジェクトの内容

01 生き物が生息できる空間づくり

「荒川将来像計画 2010」と連携しながら、荒川河川敷や河川を有する公園などで、生き物が生息・生育できる空間づくりを進めます。市街地内部の公園において、池や石積みなど生き物の生息・生育環境を6地域にそれぞれ最低2箇所つくっていきます。

02 水と緑のネットワーク推進

荒川河川敷（一部）、旧中川、北十間川、横十間川、豎川（一部）、大横川（一部）の6河川を墨田区の骨格を形成する「水と緑のネットワーク」と位置づけ、水辺とその周辺が一体となった魅力的な空間を創出し、回遊性のある緑地空間を形成します。

また、北斎通りや曳舟川通りにおいて街路樹や植樹帯などにより緑量を増やすとともに、景観などのスポットを区民・事業者とともに作り、「墨田区公園マスタープラン」、「墨田区景観基本計画」と整合しつつ緑化を図ることにより、緑豊かな都市空間のネットワークの形成を推進し、景観の多様性を高めていきます。



図6：水と緑のネットワーク

03 緑化基準による緑の確保

緑地整備の指導など関連制度を一括した条例の制定を検討し、開発行為や建築行為に対して一定割合以上の緑化を義務づけることにより、緑地の創出を誘導します。また、公園など公共施設に緑化基準を設け、モデルとなる緑化を進め、緑豊かなすみだの形成を図ります。

04 緑と花のまちづくりの推進

現在進められている、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した区民発意による緑のまちづくりを、今後も継続して進め、区が緑のまちづくりのテーマを発信し、テーマに賛同する区民や区民ボランティア、町会・自治会を募集し、緑のまちづくり事業を推進します。

また、緑や花により各テーマを際立たせ、人が集い、語らい、話題となる小空間である「景観スポット」、「撮影スポット」、「歴史・文化スポット」、「緑文化スポット」を区民とともに作り出します。



写真：新習川橋台地の景観スポット

05 募金による緑化の推進

区内の緑化を推進する仕組みの一つとして、区民や事業者と協働して「緑の募金」を創設し、まちに花や緑を増やすことや関連した区民活動に活用します。また「緑の募金」では、寄贈樹木に寄贈者の名前とメッセージの入ったプレートの設置、寄贈者とともに木の成長が楽しめる「マイ・ツリー（私の木）」寄贈事業もあわせて実施します。募金等の事業の運営にあたっては、区民、事業者、区などによる「みどり募金運営協議会（仮称）」の設置を検討します。



写真：緑のイベント時の募金風景

第6章 地域ごとの計画

地域ごとの計画は、本計画の内容を分かりやすく示すため、それぞれの地域ごとに進める主要な計画内容を整理したものです。なお、地域区分は、区全体の都市構造における拠点の配置、墨田区基本計画における6つのコミュニティエリアや墨田区都市計画マスタープランの地域区分と整合をとり、地域コミュニティの状況をもとに6つの地域に区分します。



図7：10年後のイメージ

第7章 計画の実現に向けて

本計画は前項の段階計画に基づき、優先順位をもって各施策・事業を実施しますが、計画の進行管理が重要であり、PDCAマネジメントサイクル（Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し))の手法を用いて、定期的に各施策・事業の点検を行います。

これにより、計画目標を達成し、本区の緑の将来像である「まちは百花園」の実現を目指します。

1. 進捗状況の点検・公表

墨田区区民活動推進部環境担当で取りまとめている「すみだの環境」にて、屋上緑化、壁面緑化、「開発指導に関する条例・要綱」による民有地の緑化、緑と花のサポーター制度の状況、民間緑化の支援など、緑化の推進状況を毎年度報告し公表していきます。さらに、区民・事業者などからの意見・提案をもとに、今後の緑化施策の取り組みなどを検討していきます。

計画の見直しについては、5年ごとに実施を予定している緑の現況調査を活用して実態の把握に努め、併せて墨田区環境審議会やすみだ環境共創区民会議からの提言を受け、計画に反映させていきます。

これらにより随時、施策の効率的でさらに実効性が向上する修正を行うなど、着実な計画の進行に努めます。

2. (仮称) 緑の推進会議の設置と施策の評価

本計画の各施策を円滑に遂行するため、本計画に関連する庁内各課と密接な情報交換をしながら進める必要があります。このため、計画の進行を含めた連絡・調整体制として、庁内関係各課による「(仮称) 緑の推進会議」を設置します。併せて「墨田区環境審議会」や「すみだ環境共創区民会議」と連携し、各施策の進捗評価を図っていきます。

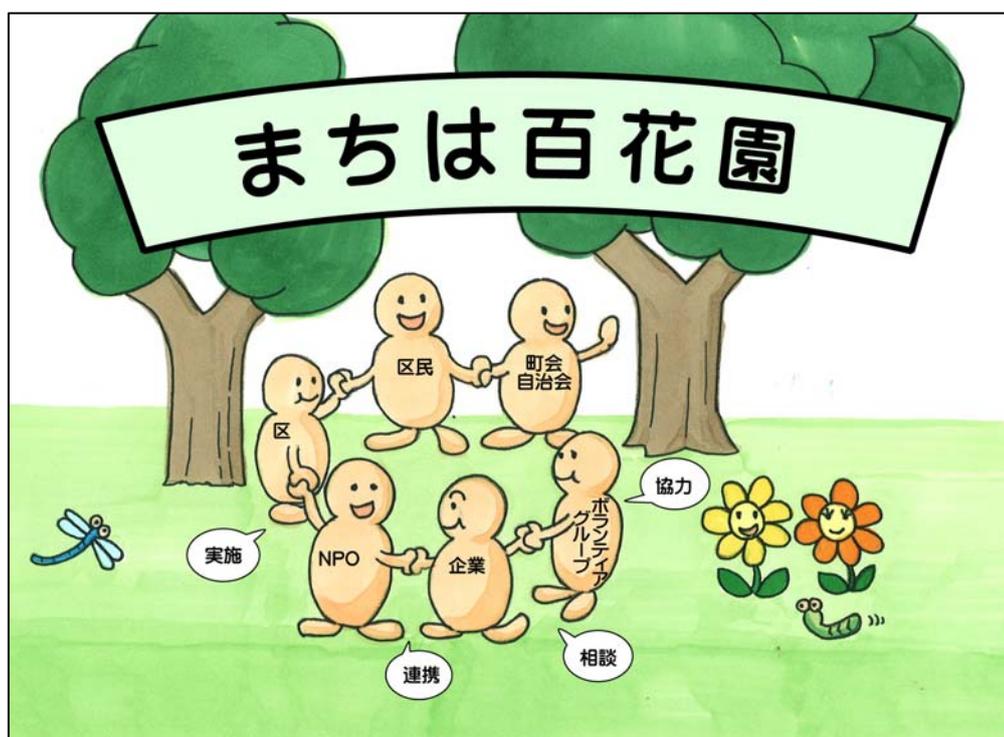


図8：各主体の協働による緑のまちづくり



『墨田区緑の基本計画』

概要版

平成23年2月

墨田区

区民活動推進部 環境担当 環境保全課

〒130-8640

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6208

FAX：03-5608-6934